


記録分類

放送大学学園原議書

発送 種別 普通	文書記号 文書番号 放媛セ第0380号	
	決裁： 平成30年12月1日	
	完結： -	
先方の文書 の年月日	先方の文書記号 文書番号	
件名 機関誌「坊っちゃん」12月期（第94号）について（三校（最終校））		
受信者	発信者	
上記のことについて別紙のように 伺い してよろしいか伺います。 します。		
平成30年12月1日	起案	起案部署 及び 起案者 愛媛学習センター (内線)
所長 	事務長	起案者
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
12/4 (火) 原稿返却 (最終校)		
文書担当係		[Redacted]

放送大学愛媛学習センターでは、次の取扱い基準を明文化し、本年10月1日から運用しています。

○愛媛大学城北キャンパス臨時駐車許可証の取扱い基準

放送大学愛媛学習センター(以下「センター」という。)に在籍する学生に対する愛媛大学城北キャンパス(以下「キャンパス」という。)臨時駐車許可証(以下「許可証」という。)交付については、以下の基準により取り扱う。

1. 許可証申請事由

キャンパスは原則、学生の自動車での入構が禁止されているが、放送大学愛媛学習センターに在籍する学生が、次に掲げる事由により、自動車による入構を必要とする場合に申請することができる。

- (1) 心身の障がい等のため自動車以外では来所が困難であること
- (2) 学修のための物品等の運搬が自動車以外では困難であること

なお、単位認定試験、面接授業及び公開講演会等の実施に伴い立体駐車場を利用することができるときは原則として許可証を交付しない。

2. 申請方法

許可証の交付を必要とする学生は、申請用紙に必要事項を記入し、センターの窓口で学生証及び申請理由を裏付ける書類等を提示した上で申請用紙を提出する。

3. 許可証の交付

申請事由を満たしている場合は、1回につき1枚の許可証を交付する。

なお、次項の注意事項に違反した場合は、当該学期中交付の対象としない。

4. 注意事項

- (1) 交付を受けた学生は、許可証を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (2) センターの利用が終わったら速やかにキャンパスから退去すること。
- (3) キャンパス内の駐車場は愛媛大学の施設であり、他の利用者もあることに留意し、マナーを守って利用すること。

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

愛媛大学城北キャンパス臨時駐車許可証交付申請書

平成 年 月 日

放送大学愛媛学習センター所長 殿

愛媛大学城北キャンパス臨時駐車許可証の交付を受けたいので、申請します。

申請者氏名 (学生番号)	(学生番号:)
申請事由 (具体的に)	参加する学修活動及び心身の状態、運搬する荷物の品名・個数等
提示書類	学生証 その他申請理由を裏付ける書類等 ()
入構予定日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
車 名	
車両ナンバー	

誓 約 書

下記注意事項を遵守します。 (誓約する場合は☑)

【注意事項】

- 1 交付を受けた許可証を他人に譲渡又は貸与しないこと
- 2 愛媛学習センターの利用が終わり次第速やかにキャンパスから退去すること
- 3 キャンパス内の駐車場は愛媛大学の施設であり、他の利用者もあることに留意し、マナーを守って利用すること

○学生団体による施設使用の取扱い基準

放送大学愛媛学習センター(以下「センター」という。)が所有する施設の、学生団体(愛媛学習センターに所属する学生団体および同窓会)による使用については、以下の基準により取り扱う。

1. 対象施設

次に掲げる施設を学生団体による使用の対象とする。

講義室1、講義室2、講義室3、講義室4、多目的室、教材準備室、会議室

2. 申請方法

指定の様式により、使用施設、使用目的、使用日時、使用責任者、使用人数を明記の上

(1) 使用希望日の3か月前から3日前までの間に申請すること

(2) 使用目的は申請学生団体の活動に限定し、具体的に記述すること

3. 審査の基準

学生団体から申請のあった施設使用は、次に掲げる条件を全て満たす場合に許可する。

(1) センターの運営に支障のないこと

試験、面接授業、公開講演会等を実施する日は、当該行事に使用する施設以外の施設であっても、当該施設を控え室等として使用する場合は学生団体による使用を認めないことがある。この場合において、当該施設を控え室等とする基準は、面接授業を実施する場合にあっては次のとおりとする。

① 受講登録者の合計人数が15人以下 1部屋

② 受講登録者の合計人数が16人以上 2部屋

(2) 申請内容が学生団体の活動として妥当であること

(3) 当該学期に4で示す注意事項に違反が無いこと

(4) 同一日時、同一施設の使用申請が他の学生団体から行われていないこと(先着順)

(5) 使用許可後でもセンターの都合でこれを取消すことがある事を予め了承すること

4. 注意事項

(1) 使用時間を厳守すること

(2) 使用後は使用前の状態に戻すこと(必要に応じて「雑巾がけ」等の清掃を行うこと)

(3) 火災、備品の毀損に留意すること(損害賠償の対象となることがある)

本基準は、平成30年10月1日から適用する。

施設使用願

平成 年 月 日

愛媛学習センター所長 殿

団体名

責任者氏名

下記のとおり施設を使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

使用施設名	
使用目的	
使用日時	年 月 日() : ~ : 年 月 日() : ~ : 年 月 日() : ~ :
使用人数	人

- (注) 1 願い出の時期は、使用希望日の3か月前から3日前の日までとする。
2 使用時間を厳守すること。
3 使用後は使用前の状態に戻すこと。(必要に応じて「雑巾がけ」等の清掃を行うこと)
4 火災、備品の毀損に留意すること。(損害賠償の対象となることがある)

これらの基準を学生の皆様の要望を取り入れたよりよいものにするため、ご意見を募集します。建設的なご意見が寄せられることを期待します。なお、ご意見の提出方法などについては、同封の回答用紙をご覧ください。